

令和 7 年第 2 回 白井市議会定例会

(開会 令和 7 年 6 月 5 日)

請 願 文 書 表

請願第 1 号	令和 7 年 4 月 3 0 日受理	
付託委員会	教育福祉常任委員会	
件 名	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	
請 願 者	住所	千葉市中央区中央 4－1 3－1 0 千葉県教育会館
	氏名	子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会 会長 吉田 瑞穂
紹介議員	広沢 修司	
〔請願要旨〕 義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。 しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005 年には給与費の負担割合が 3 分の 1 に縮減されてしまいました。 現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。 国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。 学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれもあります。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。 貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。		
〔請願事項〕 2026 年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。		

別紙

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21 世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

千葉県白井市議会

提出先

内閣総理大臣

財 務 大 臣

文部科学大臣

総 務 大 臣